

[復興のポイントⅢ] 新しい経営形態の導入

1) 漁業経営

①水産業団体の再建支援

被災地域の水産業の再生を図るため、震災により甚大な被害を受けた水産業協同組合などの施設・設備などの再建を支援し、当該団体の機能の早期回復、運営基盤の復興・強化を図りました。平成23年度は14団体、平成24年度は13団体、平成25年度は10団体を支援しました。

②水産業復興特区の活用

東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の迅速かつ円滑な復興を図るため、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域の「地元漁業者主体の法人」に知事が直接区画漁業権の免許を付与できる水産業復興特区制度を活用し、桃浦かき生産者合同会社に4件の区画漁業権を免許し、当該地域のカキ養殖業の早期復興と地域再生を支援しました。

③共同化、協業化などの取組支援

関係機関と連携し、被災により個別での再起が難しい漁業者に対して、共同化や協業化などによる経営再開や経営安定に向けた取組を支援しました。

●漁業生産組合の経営改善支援

震災後に設立された漁業生産組合の経営改善を支援するため、経営内容に関するアンケートを実施し、各組合が抱える問題を把握し、その改善を図りました。また、国の「がんばる養殖復興支援事業」及び「がんばる漁業復興支援事業」に参画する漁業者のうち事業終了が近いグループに対し、事業終了後の経営のあり方を検討しました。

④漁業経営の改善支援

漁業者の簿記力向上のためのパソコン基本操作・簿記研修会を県漁協鳴瀬支所（1回）、牡鹿漁協（4回）、県漁協唐桑支所（1回）、渡波漁船漁協（2回）に対して実施しました。

主な事業		
課名	事業費（千円） [決算額]	事業名
水産業振興課	3,392	漁業経営改善支援強化事業（再掲）
農林水産経営支援課	51,733	水産業団体被災施設等再建整備支援事業

※過年度繰越しがある場合は過年度繰越しを含む金額を記載しています。

－主な取組－

○水産業団体被災施設等再建整備支援事業（復興基金事業）について

1 目的設立の経緯

水産業協同組合の施設、設備等の再建を支援し、当該団体の運営基盤の復興、強化を図ることにより、被災地域の再生を図るものです。

2 事業内容

東日本大震災からの水産業協同組合の機能の早期回復、運営基盤の復興を図るため、水産業協同組合が行う被災した施設等を再建する経費について、予算の範囲内において農業・水産業団体被災施設等再建整備支援事業補助金交付要綱に基づき補助金を交付し、水産業協同組合機能の早期回復、運営基盤の復興の一助とするものです。

3 補助対象者

水産業協同組合法で設立認可された水産業協同組合です。

4 交付の対象となる経費、補助率

(1) 対象となる経費

- ①本所、支所の事務所復旧工事費
- ②本所、支所の仮事務所取得費及び賃借料
- ③本所、支所のOA機器、事務機器の購入費及びリース料

(2) 補助率

- ①交付の対象となる経費が累計で2億円以下の部分の額 50%以内
- ②交付の対象となる経費が累計で2億円を超え3億円以下の部分の額 45%以内
- ③交付の対象となる経費が累計で3億円を超える部分の額 40%以内

5 交付決定状況（平成25年度） ※平成26年度への繰越を含む。

10団体に対して、51,733千円を交付しました。

(主な再建施設：宮城県漁業協同組合宮戸西部支所事務所)

6 根拠法令等

- (1) 水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）
- (2) 宮城県農業・水産業団体被災施設等再建整備支援事業補助金交付要綱（平成23年11月24日施行）



宮城県漁業協同組合宮戸西部支所事務所
(農林水産経営支援課)

－主な取組－

○水産業復興特区について

1 水産業復興特区の概要

水産業復興特区は、東日本大震災により甚大な被害を受けた被災地の迅速かつ円滑な復興の推進を図るため、地元漁業者が主体となり外部の企業と連携しながら復興を進めようとする制度であり、被災地において、地元漁業者のみでは養殖業の再開が困難な区域（浜）について、「地元漁業者主体の法人」に対し、知事が直接区画漁業権の免許を付与することが可能とするものです。

2 桃浦かき生産者合同会社に対する水産業復興特区導入（区画漁業権免許）

県では、平成25年9月の漁業権一斉切替に当たり、桃浦地区のカキ養殖業（水産業）の早期復興と漁業地域の再生を図るため、桃浦かき生産者合同会社に対し、水産業復興特区を活用した4件の区画漁業権の免許を付与しました。

免許期間は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までの5年間となっており、現在、合同会社の社員となった同地区のカキ養殖業者の皆さんは、カキ養殖業を継続しながら直販事業やカキの加工、6次産業化など、「生産から加工・販売まで」一貫した取組を進め、カキ養殖業の早期復興と地域の再生に向け、全力で取り組んでいます。

3 主な経過

- ・ H23. 12月 東日本大震災復興特別区域法施行（漁業法の特例承認）
- ・ H24. 8月 桃浦かき生産者合同会社設立
- 11月 漁場区割り等の現地調査，意見聴取等
- ・ H25. 4月 復興庁に復興推進計画を申請・内閣総理大臣から認定
- 8月 桃浦かき生産者合同会社に特区適用漁場の区画漁業権を免許
- 10月 カキ剥き作業開始
- ・ H26. 2月 カキ加工場竣工（H26漁期から本格稼働予定）



カキ剥き作業



（水産業振興課）